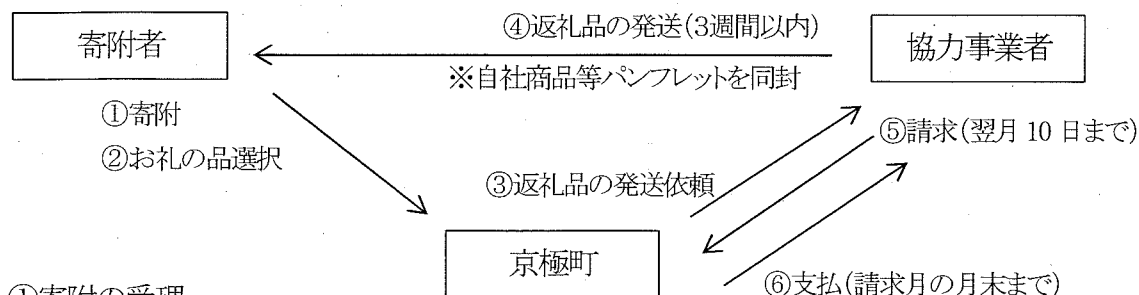


京極町ふるさと納税推進事業の流れ

○寄附から発送、支払いまで



①寄附の受理

②お礼の品選択

③入金確認後、京極町よりFAXにて発注票（寄附者の個人情報記載）を送信

④協力事業者より寄附者へ返礼品を発送

・梱包に返礼品シールを貼付してください。

・配送票の依頼主欄には、協力事業者名を記載してください。

⑤協力事業者から京極町へ商品代等をご請求（翌月10日まで）

・商品代、梱包代、配送料を京極町役場総務課までご請求をお願いします。

⑥京極町から協力事業者へ商品代等をお支払い（請求月の月末まで）

○ご請求について

①請求名目は、「平成〇〇年〇〇月分ふるさと納税返礼品」としてください。

②送付先、内訳がわかるよう明細書を添付してください。

例)

	送付先氏名、	返礼品名、	商品代、	梱包代、	配送料、	合計
No1						
No2						
.						
.						

③配送票（控）のコピーを添付してください。

○その他

・京極町からの返礼品であることを明確にしてください。（梱包に京極町が配付した返礼品シールを貼付すること）

・発送の際には、御社のパンフレット等の同封をしていただいて構いません。

・送付日時の調整等が必要な場合は、発送前に送付先と打合せをしてください。

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」<https://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/01399>
京極町の返礼品の情報がご覧いただけます。